

項 目	製造事業者の解釈について
1 内容	<p>B社は、特定電気用品（自動販売機）について、設計を行い、製造上の品質・工程管理の手順書を作成し、製品に関する全責任を負います。</p> <p>B社自身で製造を行う能力を有するが、製造スペース（ライン）、人員の関係で資本関係を有するA社工場とその社員を借用して製造することを計画しています。</p> <p>A社工場の製造に際しては、B社の社員の管理（作業手順の指導、工程内検査等）のもとでA社社員が実施する。</p> <p>完成品検査等（施行規則第11条「検査の方式」）は、A社の検査設備を用いてB社の社員が実施又はB社の社員立会いのもとでA社社員が実施。</p> <p>このように、製造及び検査に関して、全てB社の管理下にあることから、法第3条「事業の届出」の、「電気用品製造事業届出書」は、B社が届出ると理解してよろしいでしょうか。</p>
2 回答	<p>本件の場合、A社とB社の間に資本関係（A社はB社の子会社等）があり、B社がA社工場の製造ライン及び社員を借用して製造し、B社の管理下で製造及び検査を実施して製品に関する全責任をB社が負うことから、法第3条「事業の届出」は、B社が届出るものとする。</p>